

第二十四回国 参議院大蔵委員会會議録第二十八号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)午前
十時四十三分開会

日本専売公 石田 吉男君
社販売部長

委員の異動

本日委員酒井利雄君、館哲二君、岡三郎君及び栗山良夫君辞任につき、その補欠として大矢半次郎君、小西英雄君、成瀬崎治君及び小松正雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 藤野 繁雄君
委員 大野木秀次郎君
大矢半次郎君
木内 四郎君
菊田 七平君
西川甚五郎君
天田 勝正君
成瀬 崎治君
野瀬 勝君
平林 剛君
村尾 重雄君
土田國太郎君

政府委員

大蔵省主計局長 宮川新一郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

外務省経済局第三課長 吉良 秀通君
大蔵省理財局資金課長 堀口 定義君

本日の会議に付した案件

○余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員会を開きます。

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、事務局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(宮川新一郎君) 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、補足して御説明申し上げます。

余剰農産物資金融通特別会計におきましては、昭和三十一年度における臨時法的な措置といたしまして、昭和三十一年度に限り、この会計の支払い、現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をする事ができ、ることとしたしております。これは同年度における第一次の「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基き資金の借入れが、協定に基いて輸入された農産物の購入代金を日本銀行合衆国勘定に積み立て、積み立てられた資金の七〇%相当額を日本国政府に対する貸付金として借入れ、額といった手続によりまして行われま

す関係上、時期的に相当おくれまして、この会計が貸付をする電源開発株式会社等の資金の需要時期との間にズレを生ずることが予想されておりましたので、このズレを調節し、もってこの会計の行う貸付事務の円滑をはかるため、国会の議決を経た五十億円の限度内で一時借入金をする事が認められたものでございます。しかるに、目下本国会に提出いたしまして御承認を求めている第二次の「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基き借入金につきましては、日本国政府が借入れれる金額の割合が積立円資金の七五%に引き上げられたほか、借入れに関する手続は第一次協定の場合と同様でございますので、昭和三十一年度以降におきましては、借入金資金の受け入れと貸付との間に、同様の事由による時間的ズレを生ずることが予想されるに至りましたので、この会計の貸付を円滑にするため、昭和三十一年度以降も、この会計の支払い、現金に不足がある場合に、おきましては、予算をもつて国会の議決を経た限度額の範囲内におきまして一時借入金をする事ができる制度を設けることとしたそうとするものであります。

なお昭和三十一年度特別会計予算総則におきましては、農地開発機械公団等に対する貸付を円滑に処理するため一時借入金をすることのできる限度額として、二十億円と定められております。

○委員長(岡崎眞一君) 引き続き、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、事務局より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(宮川新一郎君) まず厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

政府管掌健康保険におきましては、医療給付費の顕著な増加によりまして、昭和二十九年年度から巨額の赤字を生じ、過去の黒字約十八億円を使用し、なお昭和二十九年年度約四十億円、昭和三十一年度約三十億円、合計約七十億円が生じることが見込まれたのであります。これが、これにつきました。昭和三十一年度において十億円を一般会計から厚生保険特別会計に繰り入れ、残り六十億円につきましては、資金運用部からの借入れによりまして措置することとし、この借入金の返済のために、昭和三十一年度以降六年間、毎年度一般会計から厚生保険特別会計に繰り入れることとし、第二十二国会におきまして所要の法的措置を講じたのであります。しかしながら昭和三十一年度におきまして、約六十七億円の赤字が生ずる情勢にありますので、この際、健康保険の財政を再建し、その運営の正常化をはかるため、抜本的対策を講ずることとしたのでありまして、このため、別途、健康保険法等の一部

を改正する法律案を提出し、御審議を願っているものであります。

○委員長(岡崎眞一君) いろいろの対策のうちの国庫補助につきましては、今回、健康保険法第七十条の三としまして、国庫は、予算の範囲内におきまして、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用の一部を補助する旨の規定が設けられることになりましたので、これに対応いたしまして、厚生保険特別会計法第三条を改正いたしまして、健康勘定の歳入に「一般会計からの受入金」という事項を加えることとしたのであります。

次に、第十八条の六の改正は、昭和三十一年度までの赤字解消のため、特別会計が資金運用部から借り入れた借入金の償還財源として、一般会計が、昭和三十一年度以降六六年間、毎年度、厚生保険特別会計健康勘定へ繰り入れることとなつておりました金額につきましては、当該借入金の返済が昭和三十一年度以降に繰り延べられたのに伴いまして、一般会計からの繰入金も昭和三十一年度以降に繰り延べることとしたのであります。

次に、第十八条の二の規定は、過去におきまして、一般会計から厚生保険特別会計の業務勘定に予算繰り入れをいたしました業務取扱費財源で、剰余を生じ、健康勘定及び年金勘定の積立金に組み入れられていたものがありま

すので、これらの積立金から業務勘定の歳入に受け入れることができる措置を講じようとするものでござい

ます。

次に、第十八条の二の規定は、過去におきまして、一般会計から厚生保険特別会計の業務勘定に予算繰り入れをいたしました業務取扱費財源で、剰余を生じ、健康勘定及び年金勘定の積立金に組み入れられていたものがありま

すので、これらの積立金から業務勘定の歳入に受け入れることができる措置を講じようとするものでござい

以上、簡単にござりますが、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の補足説明を終ります。

引き続きまして、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。

船員保険事業のうち、療養給付等の部門におきましては、政府管掌健康保険と同様、昭和二十九年以降急激な赤字を生じまして、昭和三十年末におきまして約一億五千万円の赤字が生ずることが見込まれたのであります。これが、これにつきましては、昭和三十年以降六カ年間、毎年度一般会計から二千五百万円を限度として船員保険特別会計へ繰り入れることとし、第二十二国会におきまして所要の法的措置を講じたのであります。しかしながら昭和三十一年度におきましても、約三億二千九百万円の赤字が生ずる情勢にありますので、この際、その財政を再建し、運営の正常化をはかりますため、抜本的対策を講ずることとしたのであります。別途、船員保険法の一部を改正する法律案を提出し、御審議を願っているものであります。いろいろな対策をその法律によりまして講じておるわけでござりますが、

右のうち、国庫の補助につきましては、船員保険法に第五十八条の二いたしましたし、新たに船員法の規定による災害補償に相当する保険給付を除く療養給付等の部門について、予算の範囲内において国庫補助を行う旨が規定されることになりましたので、これに伴いまして船員保険特別会計法におきまして、一般会計からの受入金の規定につき整理する必要が生じたのであります。第十五条の二の改正がこれです。

次に第二十六条の改正は、右に述べました療養給付等の部門における昭和三十年末までの赤字解消のため、昭和三十年以降六カ年度間、毎年度一般会計から二千五百万円を限度として船員保険特別会計へ繰り入れることとなつておりますが、健康保険の例に準じまして、その昭和三十一年度以降分は昭和三十一年度以降に繰り延べることにしようとするものであります。以上簡単にありますが、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案の補足説明を終ります。

でございます。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

○委員(岡崎眞一君) ただいま事務局当局より補足説明を聴取いたしました三案を便宜一括議題として質疑を行います。速記をとめて。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。

○平林剛君 余剰農産物の件で、先回、同様の法案が出ましたときに、政府当局の方の御答弁で結末がついていないのがあるから、ちょっとお尋ねしたいのです。

タバコの輸入の件について、先回お尋ねしたときには、葉タバコ輸入について最終的な契約の結論がついていなかったもので、私は政府に対して、第二次協定の際に購入価格あるいは購入量目等についての希望を申し上げておいたわけでありますが、私の希望がどういうふうに進められたかということをお尋ねいたします。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいまの平林委員の御質問でございますが、これはまだ遺憾でございますが、どのような御質問か、またどのような御

答弁を政府側からいたしましたか、経緯を承知いたしませんので、直ちに関係者を今招致いたしますから、しばらく御猶予をいただきますと思います。

○平林剛君 それではすぐ承えてもらえますか。

○政府委員(宮川新一郎君) すぐ参ります。

○平林剛君 それでは私の質問はちょっと保留しておきます。

○藤野繁雄君 余剰農産物の会計で、昭和三十年と昭和三十一年度の損益計算を見ますと、昭和三十年度の貸付金は百七十七億円、三十一年度は三百九十一億円、そうすると貸付金は、昭和三十一年度は昭和三十年度の二・二倍になっている。しかるに損益計算によつてみますと利益金は五分の一に減少している。貸付金は五分の一に減少している。利益金は五分の一に減少している。その理由はどのような御関係か、お尋ねいたします。

○政府委員(宮川新一郎君) 藤野委員のただいまの数字はどの資料で……。

○藤野繁雄君 三十年度は百二十三ページ、三十一年度は百二十二ページ、特別会計の……。

○政府委員(宮川新一郎君) はなはだ恐縮でございますが、特別会計の経理を担当しておりますのは理財局でございます。きょうは補足説明だけと承知いたしましたので参つたのであります。直ちに関係官を呼びます。しばらく、御猶予を願いたいと思います。

○藤野繁雄君 僕のは一つ数字だけだから、あとでやります。

○委員(岡崎眞一君) ちょっと速記をやめて下さい。

○委員(岡崎眞一君) それでは速記をつけて下さい。

○委員(岡崎眞一君) それでは速記をつけて下さい。

○平林剛君 それでは先ほど保留しておきました質疑を行いたいと思ひます。実はこの余剰農産物のことに関連をしておきまして、私の聞きたいと思ひますのは、葉タバコの輸入のことについてであります。実は先回の余剰農産物に関する法律案が本委員会に参りましたときに、私は特に葉タバコの輸入についていろいろ希望を申し述べておいたわけであります。これについてその希望がどういうふうになされたかということをお答え願つて、結論としたいと思つたわけなんです。私の希望は、まだ余剰農産物のうちの葉タバコの購入価格については、そのときお尋ねした金額についてかなり幅があつたわけであります。できればそれより安い値段で買入れられるように努力をすべきだ、こういうことを第一に希望しておいたわけであります。第二に希望したのは、輸入量についてもまだ最後の打ち合せが残つておるから、この点についても、在庫数がある限り大幅に上回らないようにできるだけ努力を払つてほしい、この二つの点について努力を希望しておいたわけです。これについてどういふことになったか、それをお

尋ねたいわけなんです。

○説明員(石田吉男君) 葉タバコの輸入したものは、値段が安かつたかどうかというのはい、これはなかなか比較がめんどろでございます。葉タバコにもずいぶんいろいろな種類がございますし、それから、日本のように等級がきまつていて、それに応じてそれぞれの値段がきまつていて、そういうものではないのでございまして、それぞれ一つ一つの向うから出て参ります見本を見て、その当時の値段と比べて有利であるかどうかというのをきめて参ります。そういうやり方で、まあ一番もたになりますのは、専売公社がその葉タバコを使いますときの製造たばこの原価の標準がございまして、それに対して、たとえば富士なら、アリメカの葉タバコをどういう組合せで四割入れるとか、ピースならば、どういふ種類の葉を二五割入れるとか、そういうことで原価計算をしております。

その原価をできるだけ低いところで押えるようにというのが標準でございまして、これはたとえば上の方の品物をよけい買えば平均値段は上りますし、中くらいなり下の方のものをよけい買えば平均値段は下るといふようなことで、簡単に安い高いといふことは申しにくいのであります。結果といたしましては、昨年は通常輸入と余剰農産物と両方ございまして、通常輸入の方は大体同じ種類のものを買い付けたのであります。平均値段はキロ当たり六百八十八円でありました。余剰農産物の方は六百三十九円といふので、今申し上げたような事情もございまして、かなり値段の点には努力をいたしまして、通常輸入よりもむしろ安い値

○平林剛君 昨年の委員会が開かれた後に、余剰農産物の件を私が指摘して、その後、政府の方で、本年度の余剰農産物においては、もし受け入れをする場合でも、タバコは買付をしないという方針が定められたように聞いたのでありますが、その点はいかがでしょうか。

○説明員(石田吉男君) 昨年度の年度当初においては、ことしの余剰農産物は買わなくてもいいというつもりでございまして。そのかわり通常輸入では例年やつておった程度のものは入れたというふうな考えでございましたが、途中で政府の方でいろいろ交渉なさっておる間に、タバコもやはり少し買ってくれというお話がございまして、通常輸入の方で調整すればそう別に私どもの方では困ることでもございませんで、交渉上の都合があればけっこうですということ、通常輸入で買う分は少し多いのですけれども、余剰農産物の方に回して買ってしまったというふうな考え方を改めたわけであり

○平林剛君 そうすると本年度も余剰農産物の中でタバコを買入れるといふふうになされたわけですか。私の今日までの情報でありますと、政府の方は、余剰農産物の方は在庫が三十四カ月分もあるのだから、本年度は買付けないという河野農林大臣の言明があったと記憶をしますが、これは私の記憶違いですか。

○説明員(石田吉男君) その点は、私、存じませんが、私どもの方の製造の都合からいいますと、余剰農産物で買いますのは昨年度の葉タバコを買うわけでありまして、それから、ことしの通

常輸入といひますのは九月以降にできる新しい作物のものを買うわけでありまして、製造の関係からいいますと、そういう昨年度のものだけでは工合が悪いのであります。やはり毎年々々新しい作物のものをある程度輸入していく必要はございます。

○平林剛君 私はその点はもう少し検討してほしいと思います。政府の方の外交の都合でアメリカの方から葉タバコを買わせられるということがありまして、やはり専売公社当局としては、この在庫数を明らかにして、これ以上よけいなタバコを買入れないというふうな強く希望すべきだと思うのです。この点は、監理官もおられますように、最近の専売公社はどうも自分の思うことを発言をしないで、外交上の理由や、あるいは財政収入の面から、非常に国民大衆に対して結果的に迷惑をかけるということになるのです。タバコのことを専売でやつておる以上、タバコに関しては公社が責任を持つという態勢をとって、専門的な見地から、こうした点については率直な意見を述べるべきだと私は思うのです。そうでないという、今あなたのお話のように、新しいタバコは買入れた方がいだろうと、こういいますけれども、まず公社として考えるべきは、三十四カ月分という余剰在庫をこれを何とかさばいて、そうして早く平常なところに持っていく。そうでなければ、かなり高い値段で買込んでしまったのかの黄色種が味が落ちてしまうという結果になる。キロ当り六百三十九円でも私は決して安いとは思わないのです。日本の在来種を買付けると如

には一番いいタバコでも四百八十円で

買つておるといふ実情でしょう。そうなれば、やはり専売公社は、この点について特にその立場を主張して、よけいなタバコは買わないということを強調すべきだと思うのです。そのことについてあなたの考えはどうですか。

○説明員(石田吉男君) 私どもの経営上の都合からくるいろいろな事情につきましては、常時、監理官庁でありまして大蔵省に、説明はよくしてございまして。それからたゞいま政府の都合で私どもが好まざるものを押し付けられたようなお話でございしますが、ただいま申し上げましたように、どうせ買わなければいけないものでございしますが、その差が七百トン程度でございまして、一年もあればすぐまた調整ができるので、政府のいろいろな方針や御都合もあろうと思ひます。別に私の方で困るということでもございせん。それで買わないかと言われて、よろしゅうございましてというふうな私どもの方から政府の方に賛成をいたしたわけであり

○平林剛君 専売公社は困ることがないかもしれせん。あなた自身もそう困ることではないかもしれないが、耕作者の、つまり国民の、タバコを耕作しておる人たちの気持ちを考えるべきだと思ふのです。これが政治だと思ふ。タバコの耕作者は一年間かなりの苦勞をして、そうしてタバコを政府に買入れてもらつてゐるのです。たとえ、一番いいタバコであっても、キロ当り四百八十円で買つてもらつてゐるに過ぎない、これは専門的になりますけれども、優等葉だけであつて、一等、二等、三等というふうな等級が落ちれば、もっと安い値段で買われておると

いう実情であります、それをいかに外交上の都合があつたといつても、キロ当り六百三十九円も、あるいは通常輸入においては六百八十八円もするといふタバコを買ひ込むということは、心理的に非常に苦痛を与える、こういうことをやはり考えなければならぬわけ

です。だから、あなたの方は困らないと思うかもしれませんが、国民的な心理として、こういうことについては政府にも考えてもらうべきだ、こういう程度のことは言うのがほんとうではないのですか。私はそれを言うのです。専売公社は在庫の操作やその他は困らないといふかもしれぬが、政治的に見た場合に、数十万の耕作農民の気持ちを考えなければ、いい政治はできないと思ふ。その点は少し専売公社の、あなたに販路部長であるかもしれせんけれども、国民の一人として、タバコを實際栽培している農家の人の気持ちでやはり考えてもらわなければならないのです。あなたは困らないといふけれども、実際に数十万の耕作者というものがこれによつて与えられる心理的影響というものを、もう少し考えて専売行政をやつてもらいたいということを希望するのです。これは私の希望で、あなたの、私は困らない、専売公社は困らないというだけでは困るということとを指摘しておきたい。そのことについては、いずれ監理官もおいでのことでありまして、これはいづれ適當な機会に政府の責任者に対しても私は強く要望したいと思ふ点であります。

○成瀬權治君 私はたばこのことは全然しろうとで、わかりませんのです。が、一休タバコの葉を総額でどのくらい輸入しておるのかということが

一つ。第二点として、もうかつたことは一般会計等に入りますからよくわかりませんが、あなたの方がほんとうに売れる総収入と申しますか、あなたの方で申しますと総収入はどのくらいあるのか。第三点として、これの輸出があるかどうかと思ふのです。どのくらい輸出をして、収入をあげておいでになるのか。その辺のところをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。私は正確な数字でなくていいのです。概数でけっこうです。

○説明員(石田吉男君) 輸入の額は、年によつていろいろ違つておりますが、二十九年度では五千八百七十五トン、約二十五億円輸入しております。それから……

○成瀬權治君 二十五億というのは葉だけでですね。製品は別ですね。

○説明員(石田吉男君) はあ、製品は別でございまして。

○成瀬權治君 製品は、それから製品の方は、それから製品の方の輸入はきわめてわずかでございまして、私、今ちよつと数字を持っておりますが、金額にして大体四千万円程度のものでございまして。これはまあ、外間から参ります旅行者のために、ホテルなどで売る製品を輸入する程度で、大したものではないと思ひます。

それから輸出は、葉タバコにつきましては、大体年間一億五、六千万円、数量にいたしまして百万キロ足らずのものでございまして。それから製品の輸出の方は、これは主として沖縄でございまして、年間約四億円ぐらいでござい

それから収入の方は、大体三十年度の数字が決算中でございまして、かたまりないでございまして、大ざっぱに申し上げますと、たばこだけで約二千五百億円ぐらいい。それから出て参ります益金として国庫に入りまます分が約千七百七十億円ぐらいい。そのほか、地方の府県市町村の方にたばこ消費税というものが参りますが、その分が約二百九十億円ぐらいい、大体そういう見当でございまして。

○成瀬權治君 たばこを、前は、御承知のように兵隊検査以降でなければいかぬと、こういう一つの基準があった。これが終戦後ぐつとあなたの方の繰り入れと申しますか、繰り上げと申しますか、そういうものがぐつと、女の人も吸う量もふえておりますが、数字的にふえておるわけですね。諸外国等と比べまして、大体これは高いものとか、安いものとかいろいろありますから言いませんが、ぐつと込みにしまして、大体その標準としたらどこら辺のところにあるのですか。日本ではよく吸う方ですか、それともどがよく吸うか、私はよく知りませんが、どんな状態ですか。

○説明員(石田吉男君) 全部のたばこを入れまして人口割りにいたしますと、アメリカが一番多くて、一年に約四千本ぐらいい、英国が一年に約二千本ぐらいい、日本は約千二百本ぐらいいであります。

○平林剛君 余剰農産物の、特にアメリカ葉の購入につきましては、また適当なときに政府の責任者に私は少しお尋ねをして、今後の方針についてもただしておきたい点がありますから、その点についてはまた次回に譲ります。

幸い販売部長がお見えでありますから、さらに関連をして、たばこの問題について若干お尋ねをいたします。実は最近のたばこの小売店に参りますと、光やピース、こういう割合と値段の低いたばこは陳列されておりますが、「しんせい」や「バット」が足りないという声を強く聞くわけですね。これは特に全国的な現象でありまして、農村へ行きますと、バットをほしくて買いにきてもバットがない。そのために帰ってしまふ。あるいはやむを得ずして、最近はやりの「いいい」とか、割合と高い値段のを買わざるを得ないという結果になっておるわけですね。新聞の世論を見ましても、これに対して注文が参りまして、専売公社はどうも高いたばこばかり売り過ぎる、もう少し安いたばこを、「しんせい」や「バット」を自由に買えるようにしてもらえないかという希望がかなり伝えられておるわけですね。これは私は、やはり国民的な立場からいいますと、専売公社が相当考えなければならぬ問題であると思ふのであります。一体店頭で最近「しんせい」や「バット」が少なくなつておるほんとうの理由はどこにあるのですか。それを一つお答えを願いたいと思ひます。

○説明員(石田吉男君) 御承知のように、昨年、一昨年ごろから「しんせい」や「バット」の売れ行きというものが非常に伸びて参りました。原料の方はかなり窮乏だったのでありますけれども、昨年、一昨年と、とにかくその需要に合わせるようにということで、かなり原料を無理して使つて参つたのであります。が、今年になりまして、そういう「しんせい」や「バット」級の原料が足りなくなつて参りました。一方そういう特

にまあバットは昨年もやや低下のきみだったのであります。が、「しんせい」の方が伸びて参りますが、原料の面でも必要に迫つてつけなくなりまして、やむを得ず実際の需要量を下回るような製造数量になった結果だと思ひます。数字で申し上げますと、三十三年度では、「しんせい」や「バット」合せて七百五十五億本という販賣の実績でございまして。本年度の予定は両方合せて六百七十二億本でございまして、まあそれだけ供給の方が窮乏になつておるわけですね。ただ「いいい」を発売しまして、これは自然に「しんせい」や「バット」から「いいい」へかなり回つて参りますので、多少窮乏かと思ひますが、「いいい」とあわせて考えれば、まあ、ある程度がまはしていただけるのではないかとこのように考へております。

○平林剛君 今の数字がちょっと明らかでないで、私の聞き違いかもしれませんが、三十三年度においては「しんせい」や「バット」で七百五十五億本、それが三十一年度になると六百七十二億本という数字ですね。

○説明員(石田吉男君) そういう予定であります。

○平林剛君 そうすると、「しんせい」や「バット」の販賣数量は落ちておるということになるわけですね。

○説明員(石田吉男君) 落ちておるというよりも、原料の都合で落さざるを得ないということにございまして。

○平林剛君 専売公社の答弁を聞くところ、「しんせい」や「バット」が店頭で姿を消しているのは、在庫が足りないというところだと御説明があるわけであり

ますが、耕作面積におきましては大体どういう変化になっておるのですか。つまり耕作面積が少くなれば在庫が足りないというところもなるほどというわけですね。また在庫の取納量もこれが少なくなつておるということに相なります。バットが足りないという「しんせい」や「バット」が足りないということにも理由はあるはずけるわけであり

ます。一つ二十九年度、三十三年度、三十一年度でいいですから、どういふふうになつておるか、数字で一つお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(石田吉男君) 原料の方の古い数字はたまたま持つておりませんが、三十一年度へ越して参りました「しんせい」や「バット」の原料、これはたまたま在来種というお話がございまして、内地産の黄色種が四千四百万キロでございまして、それで、あと、この三十一年度にどの程度でございまして、これはちよつと予測するにも早いのであります。が、一応計算の基礎となります。平年作を見込みまして、これは約四千二百万キロ、両方合せて八千六百万キロというものがこの三十一年度使える「しんせい」や「バット」の原料であります。しかしこれはその年に作つたものをすぐ使うというわけには参りませんので、大体十八カ月分ぐらいいの越しを見て、原料の計画を立てておりますが、それでやりますと、六百五十億本ぐらいいしかできないという計算になるのでございまして。それでも何とか配合割合を工夫したりして、先ほど申し上げました六百七十二億本、この辺まで

いいのでございますが、中級品もできる、それから上級品もできる。そういうことになりまして、やはり原料のストックの多過ぎるという問題が出て参りまして、特に上級品、中級品の売れ行きの悪いときには下級品の原料だけを作るということができないわけでございます。全体のバランスを考へてやりますと、どうしても下級品の原料がある程度押えられるのもやむを得ないかと思つてあります。それで一つの対策といたしまして「いいい」を発売して「しんせい」なりパットなりからかわり得る人はできるだけ「いいい」を発売したわけでありまして「いいい」の原料は「しんせい」、パットよりもやや上の原料を使つておりますので、幸いにかんりの人たちが「しんせい」、パットから「いいい」の方にかわつております。現状でいけばそれほど窮乏状態ではないと思つたので、もう少ししばらくこのままで様子を見たいというふうに考へております。

○平林剛君 まあ「いいい」の発売をしてできるだけ国民にこちらの方を買つてもらつて、あわせて財政収入も上げようというねらいは、私はよくわかるのでありますけれども、しかし「しんせい」なりパットなりが、まだ国民にとつては実際の生活必需品として、専売公社も廃止しなければ、国民の方もそうそう、「いいい」に移れる階層の人はいいけれども、そうでない人たちは、やはり「しんせい」、パットというものにたよらざるを得ないわけですね。私はやはり「しんせい」やパットでなくて「いいい」——「いいい」というのは、収益専売の上から見

ればなかなか当を得た政策かもしれないけれども、しかしそれに移れないところの国民にとつては高いたばこを買わされるということには變りはないわけですね。だから、そういう意味では、やはり専売公社としては、増反計画の面についても、金をとるばかりが能いじゃない。そうしたことについての対策を打つ必要があると思つて、今お話のように、増反計画は、在来種、黄色種ともに若干されておると思つて、上級のタバコができるか下級のタバコができるかわからぬというけれども、大体上級のタバコはどのくらいできる、下級のタバコはどのくらいできるというのは、従来の統計からわかり切つてのことなんです。私は、現在のこの増反の中で、あるいは上級下級の収納の状況判断から見て、今の計画があれば、近い将来において「しんせい」やパットの愛好者に対して迷惑をかけないですむことができる、そういう計画になつてゐるかどうか、一つ確認をしたいわけなんです。どうでしょう。

○説明員(石田吉男君) 現在の販売の状況から申しますと、「いいい」が十分にまだできておりません。従つて「いいい」を十分に供給いたしまして、果して「しんせい」、パットからの程度がわつたところへ落ち着くかというところを見ざる必要がございまして、ただいまではできるだけ「いいい」を早くたくさん作るというところに全力を注いでおります。「いいい」を発売してまだ二カ月にもなりませんし、現在の状況ですぐどうこうということを上上げるのは、ちよつと時期

が早いかと思つてます。

○平林剛君 今のお答えによりまして、消極的ではあるが私の希望は否定をされておることになりますね。つまり「しんせい」や「いいい」を希望している国民の声を専売公社は聞き届けていないということになるわけですね。それでしよう。今専売公社の方は「いいい」をなるべく買つて下さいという一本槍のように聞えますけれども、これはやはり「しんせい」やパットを好んでおる国民に対して専売公社はこたえていないということになります。そういうことになりまして、それじゃどうも国民全般が専売公社をますますあそこは収益専売ばかり専門にやつて、金をとることばかりやつて高い方へやるという不満の声を消すことはできませんよ。これは専売公社当局が大蔵省とは独立して特に財政収入を担当しておるけれども、しかしそればかりではほんとうの専売事業をよくするというわけにはいかないんじゃないですか。先ほどからあなたの答弁は、専売公社は困らない、在庫がふえても何とか調節できて専売公社は困らないとか、今のうちに国民は「しんせい」やパットをたくさん希望しておるのに、それに反しては「いいい」を一本槍ということでは、その運営が非常にきつた結果になるんじゃないですか。つまり悪口を言へば官僚的運営ということになりまして、私はその点では、一回一回専売公社の販売部長として、国民がなるほど最近の専売公社はサービスもよくなつたという程度の答弁は聞かしてもらいたいものだと思つて、どうですか。

○説明員(石田吉男君) 御意見はよくわかるのでありますが、何を私に答へるおっしゃるのか、御質問の要旨がくみ取れませんので、もう一度お願いいたします。

○平林剛君 みんな知つてゐるに、どうも言わないようですね。私はね、「いいい」の発売の成績を見て、専売公社も一つ収益を上げ、国民にも少しはいいたばこを吸ってもらつたということ、これは、まだまだ「しんせい」、パットを吸うておる国民大衆が非常に多いということなんです。この人たちに手をつけないというのは、専売公社は「しんせい」、パットを吸うてゐる国民に対して、まことに相済みないという気持ちを保持してもらいたいのです。そうでなかつたら専売公社は常に悪口の対象になるばかりです。私の希望はそれなんです。今のあなたの答へによつて「いいい」を発売することに集中して、それを見てくれと、こう言うけれども、それは官僚的な経営というところのそしりを免れないんじゃないですか。もう少し「しんせい」やパットについても、今御迷惑はかけてゐるけれども、近い将来においては皆さんの御希望にこたへることを努力をしていまして、この程度の答弁をしてもらいたいか。こう言つておるのです。いかがですか。

○説明員(石田吉男君) 原料がなければ作りたいと思つてもすぐ作るといふわけに参りませんし、それから今年の耕作反別というものはすでにもうきまつて、作付も始まつてゐるわけでございます。そういう関係から申しますと、先ほど申しました予定製造数量というものを、原価をうんと上げて高い原料を使えば別でございますが、現在の程度の収益を維持するという面から申しますと、私がすぐこゝでできるだけの御期待に應ずるようにはしたいというふうには申し上げかねるのです。

○平林剛君 専売公社も、もう少したばこを作る機関が収益専売だけではない形に切りかえてゆくことが、ほんとうの公共企業体になつてからの専売公社だと私は考へるのです。収益専売の点ではもつと掘り下げて、どういうやり方の方が収益を上げることができるとかについて私は別の見解を持っています。しかし今申し上げたような専売公社が官僚的な運営でないという立場をとるためには、積極的に「しんせい」、パットの点についても何かの対策を、手を打つて、これらの嗜好をしてゐるところの国民に満足を与えるような措置を積極的にとることを私は要望しておきたいのです。もう一つは、原料がないと言つても、黄色種の場合には先ほど申し上げたように、三十四カ月分というストックがあるわけなんです。何も「しんせい」、パットはまずい方のタバコであつて、いいタバコを入れられないという立場ばかりでやるということが能ではないのです。この際は「しんせい」やパットの方にも、これから作るタバコについてはわからないけれども、しかし今三十四カ月分と、こゝろあつて、これを消化するだけでも五カ年かかる多量の在庫がある。これを少し投入して、「しんせい」、パットの愛好者に対して多少の味のいいのを吸つていただくという考へを起したつて悪い量見ではないと思つて、これくらいのサービスをやるという気持ちを一つ専売公社は検討する気持はありま

せんか。それがやはり専売公社として今後の運営として十分考えるべき点だと私は思うのですが、その点について考えたことがあるのですか、ないのですか。一つ販売部長は国民が喜びそうな答弁をしてみたいと思います。

○説明員(石田吉男君) 余剰農産物の米穀を使つておいしい「しんせい」を作れというお話でございしますが、私どもの方も商売でございまして、いい原料で高い金をかければやっぱり高く売らなければ引き合わないわけでございします。従いまして、やはり収益専売であります以上、収益のことも考え、またそういう面と同時に国民の大衆の満足をいかに考えるということ、なかなかこういうふうには予定通りの収入の上らないような場合には苦しいのでございしますが、御趣旨はまことに、ごもっともだと思いますので、今後、従来もそういう考え方を持つておりますけれども、なお今後よく考慮を払いたいと思います。

○平林剛君 まあ、その程度のお答えがあれば、いずれは促進をするお気持ちになるであらうから、これ以上追及はしませんが、このことを収益専売の面からみても、私はもっと「しんせい」、パットの対策を充実すべきだというふうに考えているのです。なぜかという、現在の、都会は別にして、都会だって安サラーマンが多いところはそうかもしれませんけれども、地方の農村に行きますと、たとえパットを買いに行きますと、パットがないという帰つちまう人があるのですよ。「しんせい」をもらいたいとたばこ屋さんに来て、「しんせい」は売り切れました、こういうと、「いこ

い」を買つてくれるといいのですけれども、買わないで一つがまんしようということになる傾向も見えてくるわけですから、そうすると、あぶはちとらずになるわけですよ。「しんせい」とかパットがあれば、少くとも「しんせい」やパットを吸つてもらつて、その分に含まれておるところの専売益金を確保することが出来ます。ところが、

じゃ、がまんしようというところで、帰るといふことであれば、元も子もなくなるわけですね。私はこの傾向については決して輕視はできない。専売公社が考えているように、じゃ、すぐ「いこい」の方にきてもらえばいいわけですね。しかし「いこい」を買わないで帰つてしまふ場合には、結局収益専売というものが上らぬということに相なるわけですね。私はそういう意味からいきますという、地方に対しては、もう少し「しんせい」、パットを、何かやりくりをつけて供給をする、その方がかえつて専売益金を上げるということに役立つのではないだろうかという見解を持つておるのです。これは、統計上の数字から私はまだはっきり確認をすることはできませんけれども、専売公社だって、このことについては検討されておると思うのです。「いこい」が発売されて、最近成績がいいというのを聞いておりますけれども、この「いこい」に国民が吸収されて収益を上げるという額と、「しんせい」、やパットがないために帰つてしまふというものは、それほどの違いはない。そうすれば、「しんせい」やパットを愛好している国民に対して、もっとサービスするというのが本来のあり方でなければならぬ、私はこう思うん

です。その見解に対して、いや、そうではない、大蔵委員としては収益専売を考えてもらねばいかんからと、こうなれば、これだけの隔たりがありますという数がありますか。あつたら私はそれを示してもらいたいと思うのですが、そうでないといふれば、もう少しこの問題について手を打つということをや望したいと思うのです。この点は、販売部長ばかりいじめてもしようがないことですが、大蔵当局も十分考えてもらわなければならぬ点だと思ふ。もう少し、私も様子を見ましよう。その「いこい」の発売によつて収益専売とだけだけの差があるかという点をみてほしいですけれども、あわせてこの点は考えてもらいたい。そうでなければ、専売公社というものが国民に愛されるような企業体にはなりません。そういうことになるという、事情のわからない国民の中から、専売企業体を民営にしたら、もつとうまいたばこが吸えるだろうくらい

の考えを安易に持つようになる、そういうことは決して好ましいことではありませぬから、私は専売公社が、去年おとしの赤字を克服するために、起死回生の策をとられている努力については認めますけれども、同時に「しんせい」パットを愛好する国民大衆のために、何かの手を打つということはあわせて考えなければならぬ。私、大蔵委員ですから、財政収入の点について、ある程度責任ある立場をとらなければならぬけれども、先ほどのように大きな隔たりはないというようにのが私の見解です。そういうことについて一つ公社も検討して、少しは大蔵大臣の方にも、そう金儲けのことばか

りやうなと言つて公社の立場を主張することを希望します。じゃこの辺で……。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(岡崎眞一君) 速記を始め

○藤野繁雄君 余剰農産物の貸付金の額が、昭和三十一年度は百七十七億、三十一年度は三百九十一億、こういうふうに、金額からすれば、三十一年度は前年度に比して二・二倍になつておるが、損益計算の方から考えてくるといふと、三十一年度は約五百億、三十一年度は百億の利益になつておる。そうすると、取扱いは高は増加し、利益金は五分の一になるというのはいかぬか、こ

ういうことをお伺いしたいと思ひます。

○説明員(堀口定義君) 実は前年度の予算でそれを計上するときは、一応四分で利子が入つてくるものというふうで考へておつたわけですが、その後この運用につきまして、各省といろいろ協議し、きめた結果によりまして、一厘だけを事務費として当てるために収入に入れました、あとは三分九厘は元加して、その元金の方に入れてしまつて、利息としては取り立てないというふうな制度になりましたために、実際の予算にはこういうふうな数字が現れておりますが、実際の収入はこれより落ちておりますので、三十一年度につきましてはその制度が確立されましたから、初めから一厘だけの収入で、あとは元本に入つてしまつたというふうな建て方にいたしました

ので、こういうふうな差が出てきたわけでございます。

○藤野繁雄君 一厘という、前の三十一年度は四分、三十一年度は一厘といふと、標準が違ひはしませんが、

○説明員(堀口定義君) それは、貸出金利は、これは四分ということになつております。なつておりますが、その利息を毎年会計に支払う方法といたしまして、最初は四分を全額毎年会計に利子として入れるという考え、一応常識的な考えで予算を三十一年度は組んだわけですが、その後、各省とのいろいろの事業のやり方等についてもいろいろ希望もあり、そういう点から、三カ年間は事務費として必要な額をおよそ見当をつけまして、大体一厘だけを収入としてもらつて、三分九厘というのは、あとで利息はもらいますけれども、それをこの会計の収入とせずして元本の方に加えておいて、あとで取り立てるときにそれだけふえておるというふうな格好に、一応形式ですが、そういう手続にいたしましたので、差が出てきたわけでありまして、従いまして、前年度におきまして、予算にはこういうふうな計上されておりますが、実際の収入額はこゝまでは行つておらないわけでございます。

○藤野繁雄君 それからこの特別会計の資金別の使途を見ますと、いふと、まだ貸付未済額が相当あるように考えられるのであります。年度末までにはどういうふうになつたのか、あるいは現在どういうふうになつたか、その内訳をお示し願ひしたいと思います。

○説明員(堀口定義君) 予算上から申しますと、三十一年度には二百十四億となつておりますが三十七億だけずれ

七

ることになって、三十一年度の方の予算に合計されて計上しておるわけでございしますが、現実には三十七億ずれずに十億ばかりは予算で考えたよりか三十年代に比べれば貸し出しが可能になりましたので、約二十七億ぐらゐが三十一年度にずれたことになっております。

○藤野繁雄君 それから第二次協定の農林漁業等振興事業貸付金というものが四十一億ぐらゐあるが、これは貸付額がもう決定しているのであるかどうか、その内訳を承わりたいと思ひます。

○説明員(堀口定義君) 四十一億分につきましては、現在までに大体確定しておりますのは、森林公団に対して十億、この分は大体確定しておりますが、その他につきましては内容は未確定でございます。

○藤野繁雄君 それからその次の日本生産性本部の貸付金の十億は、これはどういふふうになるのです。

○説明員(堀口定義君) 日本生産性本部は私設的な財団法人でありまして、御存じのような生産向上活動をしております。そこで国から補助金も出ておりますが、非常に事業資金が苦しいために、余剰農産物から四分の金利で生産性本部に貸し付けまして、この生産性本部はその金を商工中金に再預託いたしまして、その金利を四分で借りて、六分五厘で商工中金の方に預けまして、その差額を事業費に充てようというこのために貸し付けすることにしております。

○藤野繁雄君 それから学校給食関係ですが、学校給食では小麦が十八万五千トン、そのうちの贈与分十万トン、

輸入分が八万五千トン、脱脂粉乳が一萬九千五百トン、贈与分が七千五百トン、輸入分が一萬トン、こういうふうになっているのでありますが、この輸入分の傾度はどういふふうな価格になっているのか、あるいは一般の輸入と差があるのかどうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(吉良秀通君) ただいまの贈与に關係いたしました通常輸入分の小麦及び脱脂粉乳の価格の点でございますが、これは小麦及び脱脂粉乳とも通常国際価格で入れるわけでございます。

○藤野繁雄君 それから第一回分は、最初学校方面の学童服を無料で配給する、こういうふうなことにしたのが、無料配給が中止になったのが現在の状況である。どうして学童服を無料でやることをやめられたのであるか、その理由を伺ひたい。

○説明員(吉良秀通君) 仰せの通り第一次協定第三条には、千二百萬ドル分の脱脂粉乳、小麦、そのほかに三百萬ドル分の棉花を受け入れるという原則的の了解ができておりまして、この細目について両国政府が取りきめるといふことになっておりまして、細目の取りきめの交渉をやっておったのでございしますが、その三百萬ドル分の棉花を受け入れれば、わが方は学童服をこしらへ、これを学童に配給しようという計画でございしましたが、棉花をいかにして学童服に加工するか、この加工賃の問題でアメリカと折衝したのでございします。わが方の財政的の余裕もありませんので、わが方としては棉花を受け入れましてある程度の棉花を市場で売却いたしまして、その売却代金を

もつてその加工賃に当てたいと考えておつたのでございしますが、先ほどおっしゃいました通りアメリカの方としては、この棉花でこしらえた学童服は無償で学童に配給してほしいわけだと強い希望がございましたので、結局わが方の考えで行きますと、受け入れました棉花の相当量の五〇%以上を加工費に回さなければ所費の……、それから残りの棉花でできます学童服をただでは配れないということになりました。アメリカと交渉したのでございしますが、三〇%程度を加工費に充当するのはよからうということになりまして、残りの棉花では大体十八萬着の学童服ができることになるのでございします。ところが百八十万着の学童服を無償で配給するためには約十億円の経費が必要であり、これをどういふふうにして捻出するかと、いろいろ関係当局と御相談したのでございしますが、財政的な余裕がない。十億円はとも捻出できない。そこで結局百八十万着の学童にただですというには、あれが一着あたり三百五十五円ぐらゐをPTA負担にすれば大体配給できるということになって、アメリカと折衝したのでございしますが、PTA負担といへども結局学童負担のようなものであり、アメリカとしてはそういうことは受け入れがたいというので、ずいぶん折衝をしたのでございしますが、結局そこで行き悩まして、まあわが方も百八十万着のあれを無償で配給するための十億円はどうしてもないということでは、これは、はっきりしておりますので、この交渉はここで打ち切りまして、三百萬ドル分の予定されておりました棉花のあれを全額脱脂粉乳及び小

麦に当てまして、学童給食の拡大をはかった、こちらの目的に使うということにしたのでございします。

○藤野繁雄君 そういふようなことで小麦を入れた、そうすると、小麦は、小麦協定でも入れてこなければできない、これでも入れなければできないというふうなことであったならば、非常に小麦の輸入が多くなつてしまい、小麦協定の傾度と、これで見ると、この傾度との差がどうであるか、こういうふうなことを考えて来てみるというところ、あるいは小麦協定で入れたところのものよりもこれが高くなるような心配はないのですか。

○説明員(吉良秀通君) これは贈与でございしますので、ただでもらうわけでございしますから、その御心配はないと思ひます。

○藤野繁雄君 しかし贈与分と輸入分と両方あるのだから、そうすると八万五千トンもただでもらうのですか。

○説明員(吉良秀通君) 贈与の分はもちろんだでございしますが、それだけでは学童給食計画の全体をまかなえませんので、普通に入れる分がございします。普通に入れる分は、先ほど申しました通り、国際価格並みでこれはアメリカからのみならず、どこから買つてもよいということになっております。

○藤野繁雄君 ただ現在は小麦の数量が非常に多いから、小麦協定の価格よりも安い傾度で諸外国は入れておるところの例があるのです。しかるに、こういうふうなことで入れてくるならば、諸外国が輸入しておるところの値段よりも高いところの傾度で日本がこれを入れてこなければできないような状態に陥りはいかないかというふうな点

なんです。

○説明員(吉良秀通君) その心配はございしません。

○藤野繁雄君 心配がないということであれば幸いだけれども、私の知つておる範囲内においては心配があるようなことがありますが、そういうふうなことがないように御注意をお願いいたします。

次にこの余剰農産物を輸入するところの船の問題ですが、船は五〇%はアメリカの船を使わなければできない。こういうふうなことになつておるようでありまして、日本には相当船があるにもかかわらず、アメリカの船を五〇%も使用しなくちゃならない。またアメリカの船を五〇%使用するというような関係から、輸入の時期がずれてくるというふうな心配もあるのでありますが、そういうふうな点を、アメリカの船の五〇%というものを日本の船にするというふうなことに努力されたことがあるかどうか。またその結果現在においてはどういふふうになっておるか、こういうふうなことを伺ひたい。

○説明員(吉良秀通君) 米船使用五〇%条項につきましては、第一次協定を結ぶときから、わが方としてはこの条件を撤廃ないし緩和することにつきまして、強く先方と交渉した経緯がございします。しかしながらアメリカとしてもアメリカの事情がございまして、これがなかなか撤廃ないし緩和ということとはできないというところがございますので、第一次協定のときも、全体の交渉をまとめる意味でございまして、それだけの理由で断られた。つまりそれは、のむというところでやりまし

た。それから第二次協定のときも重ねて政府といたしまして米船使用五〇％条項につき米政府の再考慮方を強く要望したのでございますが、やはりアメリカの国内の事情のためにこれはこのまま残るということになっております。しかし政府としても今後とも米船使用五〇％条項については強くアメリカ側の再考慮を求めていきたいと考えております。

○藤野繁雄君　そうするというと、さっきも申し上げたように、米船五〇％使用するということは、輸入がずれて日本の計画に支障を来すようなことはありませんか。

○説明員(吉良秀通君)　米船使用五〇％を強制される結果、輸入の時期がずれると輸入計画に支障がないかとの御質問でございますが、今までのところそういうことはございませんが、おっしゃる通りにそういう可能性は含まれておりますので、その意味におきましてわが方としてはこれの撤廃ないし緩和方を今まで要望しておいたわけでございます。

○委員長(岡崎眞一君)　委員の異動について御報告申し上げます。本日付をもって栗山良夫君が辞任されまして、その補欠として小松正雄君が委員に選任されました。

連記を止めて下さい。

(連記中止)

○委員長(岡崎眞一君)　連記を始めて下さい。本日はこれをもって散会いたします。

午後零時三十九分散会

昭和三十一年五月二十六日印刷

昭和三十一年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局